

令和元年 5 月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和元年 5 月 24 日（金） 午前 9 時 30 分～午後 0 時 15 分

開催場所：岡崎市役所東庁舎 5 階 502 号室

出席委員：10 名

加藤安信委員（会長）・内田尚之委員・荻野嘉美委員・奥田敏春委員・杉坂美典委員・杉野丞委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員・堀江登志実委員・荒井信貴委員

欠席委員：2 名

野本欽也委員・鷹巣純委員

説明のために出席した事務局職員：8 名

社会教育課：中村耕課長・柴田英代副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・浅井幸恵主査・武田穂波主事・小林巧事務員
公園緑地課（担当課）：河合寿八計画係長

傍聴者：なし

議事内容

- 1 会長、会長職務代理者の選任
- 2 協議事項
 - （1）市指定史跡岡崎城跡の現状変更（岡崎公園石碑等工作物の撤去）について
 - （2）岡崎市指定有形文化財（建造物）日吉山王社本殿の現状変更について
- 3 報告事項
 - （1）岡崎市文化財保存活用地域計画について
 - （2）藤川のまつ並木の遺伝子調査結果について
 - （3）平成 30 年度事業実績及び令和元年度事業計画について

議題及び議事の要旨

- 1 会長及び会長職務代理者の選出
 - ・会長 加藤安信委員
 - ・会長職務代理者 野本欽也委員
- 2 協議事項
 - （1）市指定史跡岡崎城跡の現状変更（岡崎公園石碑等工作物の撤去）について

【社会教育課：説明】

岡崎公園内には寄贈品や記念物等、史跡の構成要素としてふさわしくない施設や構造物が存在している。「岡崎城跡整備基本計画」に基づき、岡崎城跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす施設（石碑工作物）を撤去し史跡としての価値を高めていくことを目的とする。

【質疑応答】

委員：撤去後の処置をどのように行う予定か。

担当課：撤去の経緯を残したうえで、仮置き後は処分を考えている。

委員：十三重の塔など、立面図と写真の乖離が大きい物件も見受けられる。記録を取る

だけでは不十分であり、実物の保存も検討してほしい。

また、実物と立面図の内容が異なる物件については、正確な図面を作成してほしい。

委員：十三重の塔の作者は分かっているか。

担当課：不明である。

委員：岡崎市でかつて文化財保護審議会委員をお務めであった池上年氏が関わっているかどうかでも価値付けが変わる。報告書に記録をとり進めてほしい。

委員：設置位置は盛り土か。また、掘削行為はあるか。

事務局：盛り土ではない。

委員：基礎があるため掘削行為が想定される。なお、石そのものが城に使われていたものである可能性は低く、他所の石に銘板を付けたものと見受けられる。撤去後処分が適当ではないか。

委員：基本的には月見櫓の調査の際掘削しており、G Lが出ている。

委員：撤去では立ち合いが必要か。

委員：協議立ち合いの元実施となる。

委員：その他の撤去物の撤去の順序及びスケジュールは。

委員：撤去を検討しており、由来等調査を実施している。

委員：岡崎城天守は昭和34年に復興されたものだが、それより古い公園内設置物を撤去する一方天守は残している。岡崎城創建当時の状態へ戻す計画であるとすれば、天守の扱いに矛盾が生じる。撤去の方針や理念を示すと共に、撤去物を単に処分するのみではない、保存も含めた理念として検討されているかお教えいただきたい。

事務局：岡崎城跡整備基本計画にのっとり史跡としての価値を顕在化する目的で、石碑の再配置計画を策定している。史跡の構成要素として、本来江戸期にないものは移設及び撤去を予定している。

委員：そうした理念の元実行されるものであれば問題ないが、撤去後の扱いに検討の余地がある場合、物件そのものを可能な範囲で残してほしい。

事務局：近代の公園における歴史を表すものでもあるため、すべてを処分するわけではなく一つずつ検討したい。

委員：基本的に許可する方向で、その後の処置は公園緑地課と協議してほしい。次回諮問の際、掘削の範囲などを聞きたい。

(2) 岡崎市指定有形文化財(建造物)日吉山王社本殿の現状変更について

【社会教育課：説明】

現在日吉山王社本殿には、屋根の傷みの拡大を防ぐために昭和50年代頃に設置された覆屋がかかっている。屋根は瓦の荷重により軒回りが下がってきており、現在の構造では瓦の重みに耐え難い。そのため、今回の修理で過去の調査において判明していることから葺きへの復原修理を行う。

また、本殿は過去の雨漏りを原因とする腐食などが進み、様々な部材に破損や欠損が生じている。特に、正面東側や背面西側では桔木などに腐食が生じて、垂木が一部崩れ落ちているため、木部の部分修理も行う。

【質疑応答】

委員：昭和50年代に浅野清先生にご確認いただいております、全国的に見ても希少な社殿

である。県や国の文化財指定も視野に入れた修繕が望ましい。

なお、事務局が詳細調査をし、地元とも調整済みである旨を承知している。

委員：瓦葺をこけら葺きへ変更後、傷みのため覆い屋をかけたケースがある。将来の修繕も視野に入れた復原修理としてほしい。

委員：瓦葺に変更したのはいつごろか。

事務局：江戸時代後半である。

3 報告事項

(1) 岡崎市文化財保存活用地域計画について

【社会教育課：説明】

岡崎市では市内に存在する文化財を総合的に把握し、保存・活用等を図るための「歴史文化基本構想」策定に向け、平成28年度～平成30年度の3か年で建造物等の悉皆調査を進めてきたが、文化財保護法の一部改正（H31.4.1施行）により、市町村は文化財保存・活用の基本的なアクション・プランである「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなった。国（文化庁）は、歴史文化基本構想から文化財保存活用地域計画へ速やかな移行を進めていく意向であり、本市としてもこれまで国の補助金を活用して進めてきた歴史的建造物調査の結果を基礎として、令和元年度から2か年かけて文化財保存活用地域計画の策定を進めていく予定である。

【質疑応答】

委員：計画策定における現実的なメリットはどのような点か。

事務局：計画に謳い込み、国の認定を受けた暁には、補助金等を受けやすくなるほか、各種事務の特例の適用範囲になるなどのメリットがある。

委員：県の文化財保存活用大綱策定を待たずして計画策定が可能か。

事務局：可能である。

委員：県は保護指針をどのように大綱につなげるか検討中の状況。

委員：歴史的建造物悉皆調査の結果はどのように公表予定か。

事務局：文化財保存活用地域計画への反映を予定している。

委員：現在国指定文化財の修復は順番待ちの状態であり、自治体は各々で文化財を保存活用する方策を策定せざるを得ない状況にある。従来の方針を今後どうするか、また、活用も含めたソフト面での文化財の地域への根差し方について考えて行く必要がある。

委員：計画認定後、5～10年で事業を執行する予定か。

事務局：アクションプランは10年で執行予定である。

(2) 藤川のまつ並木の遺伝子調査結果について

【社会教育課：説明】

倒木等により補植が続けられてきた岡崎市指定天然記念物「藤川のまつ並木」の現状を把握し、天然記念物の価値を維持しながら将来にわたって保存していくための基礎資料を収集することを目的として、平成30年度に生育状況調査及び遺伝子解析調査を実施した。

調査結果として、藤川のマツは変異がある。まつ並木の東側と西側では対立遺伝子の傾向が異なり、植栽された木の産地の違いなどが推定される（江戸時代に一度に植えら

れたとしたら、異なる職人集団によって植樹された可能性もある)。まつ並木の藤川小学校付近及び西側の一号線沿いの個体は植栽された初期の子孫である可能性が高い(保全のための移植を行う際は、現在植栽されている個体からの種子による苗木を作る必要がある)。という点が判明した。

【質疑応答】

委員：幕府の御林から苗を持ってくるという記述が残されている。どこの御林から持ってきたかは不明であるが、御油や藤川、知立では、領主から提供された苗を使っていた。

委員：本宿にも少し松が立っている。こうしたところも調べてもらえると良い。

委員：御油、藤川、知立、安城の文化財指定された範囲を調査したが、今後未指定の部分も含めて調査をし、指定していくのも良いだろうと思う。

委員：松並木の歴史を理解しつつ、地域の方々が関わって行けると良い。藤川小学校で松を育成する際には審議会の意見を伝えてほしい。学校が植える際には、誰が植えた松か分かるようにプレートなどを残すと良いだろうと思う。

委員：学校教育の中に位置付けて、松の植樹を行うと良い。

(3) 平成30年度事業実績及び令和元年度事業計画について

【社会教育課：説明】

平成30年度事業実績として、新規指定・登録文化財及び文化財保存事業費補助業務実績、埋蔵文化財調査業務実績及びゲンジボタル保護関連事務、文化財保護事務並びに文化財施設管理業務、文化財情報普及啓発業務及び旧額田郡公会堂及物産陳列所保存修理活用業務、岡崎城跡整備業務、日本多忠次邸管理運営業務等の実績報告を行うと共に、令和元年度事業計画を説明した。

4 その他

(1) 市指定天然記念物五万石ふじ遺伝子調査について

【社会教育課：説明】

調査の結果、遺伝子グループが8グループに分かれている事が判明した旨を報告した。

(2) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は令和元年8月に実施予定